

ネットが便利

申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君



法人税等の申告データを円滑に提出できる環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、令和2年4月からは、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図っています。

- 財務諸表のデータ形式が柔軟化されCSV形式での提出が可能となります。
- 財務諸表をe-Taxにより法人税申告と提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。
- 連結親法人がe-Taxにより連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合は、連結子法人は提出が不要となります。

平成30年4月以降実施した上記以外の施策は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) でご確認ください。

なお、各種施策は、e-Taxを利用する法人の皆様の利用が可能です。

令和2年4月から大法人の電子申告が義務化

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円を超えるなどの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てについて電子申告する必要があります（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

対象手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。

また、大法人の電子申告義務化の対象となる場合は、「e-Taxによる申告の特例に係る届出書」を対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から1月以内に所轄税務署に提出する必要があります。

e-Taxのメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続を行うことができます。
- 2 データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。
(e-Tax : 370円 書面 : 400円)



納税もe-Taxが便利です

電子納税を利用すれば、金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。
特に源泉所得税の毎月納付など利用回数の多い手続に便利です。

- ① ダイレクト納付
- ② インターネットバンキングなどによる納付



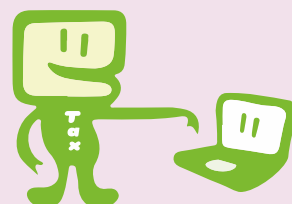
e-Taxのセキュリティ対策

e-Taxで送信される情報は、暗号化通信など、盗み見及び改ざん防止を図っており、利用者の方が安心して申告などの手続きを行えるよう、情報セキュリティの確保には万全を期しています。

利用可能時間

- ▶ 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
- ▶ 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 所得税等の確定申告期間中は、原則として24時間（休祝日を含みます。）となります。
※ 利用可能時間は、メンテナンス作業などにより変更する場合がありますので、最新の情報をe-Tax ホームページでご確認ください。



お問合せ先

- e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時～17時（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

- マイナンバーカードに係る IC カードリーダライタの設定、対応機種、パソコン操作などのご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

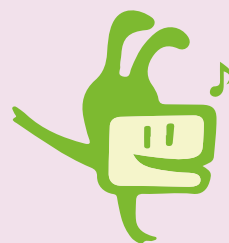
0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

- ▶ 月曜日～金曜日 9時30分～20時
- ▶ 土日祝 9時30分～17時30分

- 申告書などの作成、記載内容などのご相談は、最寄の税務署へお問合せください。
なお、最寄の税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。
なお、間違い電話が多くなっておりますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。



詳しくは、**e-Tax ホームページ** を <https://www.e-tax.nta.go.jp> **イータックス** **検索** 

